

サステナビリティ開示基準公表後のSSBJの対応

PwC Japan有限責任監査法人
コーポレート・レポーティング・サービス部
パートナー 小西 健太郎



はじめに

2025年3月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、わが国初のサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」）を公表しました。SSBJ基準は、わが国の資本市場の信認を確保する観点から、高品質で国際的に整合性のある基準となるよう開発されたものであり、具体的には、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が2023年6月に公表したIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）との整合性が図られています。

その後、2025年6月に、IFRS財団は、法域別プロファイルおよびスナップショットという資料を公表しました。これは、ISSB基準の採用に向けた各法域の進捗状況を取りまとめたものです。日本については、SSBJ基準はISSB基準と機能的に整合した結果（functionally aligned outcomes）^{※1}をもたらす基準であるとされており^{※2}、SSBJが目指した国際的な整合性はこれによってひとまず達成されたと考えられます。

しかし、SSBJの活動はこれで終わるわけではありません。このため、本稿では、SSBJの目標とその開発のための基本的な方針について確認したうえで、基準公表後のSSBJの対応について概観します。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であ

り、PwC Japan有限責任監査法人および筆者がこれまでに所属した組織の正式見解ではないことをあらかじめ申し添えます。

1 SSBJの目標と基本的な方針に基づく基準開発

2025年3月に公表されたSSBJ基準は、次の3つで構成されています。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（適用基準）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（一般基準）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（気候基準）

SSBJが目指したのは、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることでした。この目標を達成するため、次の基本的な方針に基づいて基準が開発されました^{※3}（図表1）。

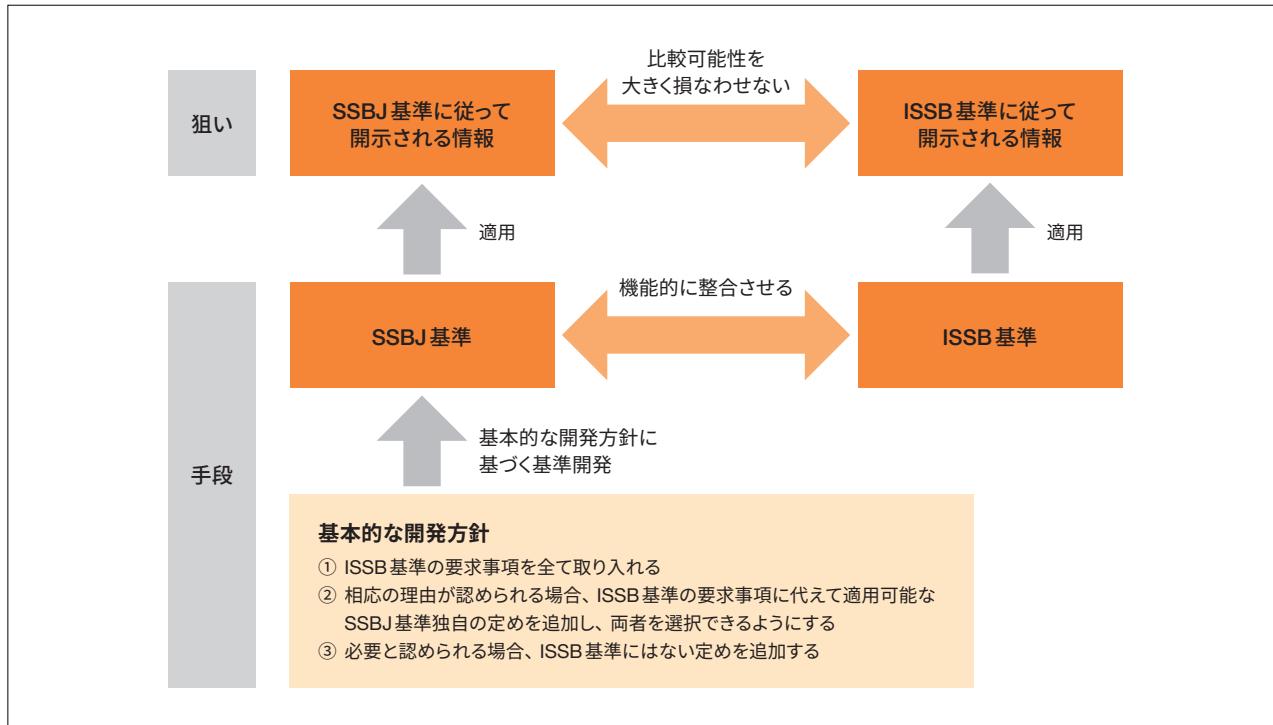
- (1) 国際的な整合性を図るという場合、ISSB基準との整合性を図ることを基礎とすることとし、原則としてISSB基準の要求事項を全て取り入れる。
- (2) 相応の理由が認められる場合には、ISSB基準の要

※1 IFRS財団は、各法域のサステナビリティ開示に関する基準等が、一般目的財務報告書の主要な利用者にとって有用であり、サステナビリティ関連のリスクと機会に関するISSB基準と同一の情報と結果を提供するように設計されている場合、「機能的に整合した結果（functionally aligned outcomes）」をもたらすものとして位置付けるとしている（IFRS財団「法域ロードマップ開発ツール」2025年3月：46ページ）。

※2 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/sustainability-jurisdictions/pdf-snapshots/japan-ifrs-snapshot.pdf> (2025年12月31日閲覧)

※3 適用基準BC16項

図表1：SSBJの目標と基本的な方針に基づく基準開発



出所：PwC作成

求事項にSSBJ基準独自の取り扱いを追加し、ISSB基準の要求事項に代えてSSBJ基準独自の取り扱いを選択することを認める。

(3) ISSB基準と異なる定めを置くことにはならないものの、ISSB基準にない定めであっても、個別に検討したうえで必要と認められる場合には、SSBJ基準においてISSB基準の要求事項に追加した定めを置く。

2 今後のSSBJ基準の開発

(1) SSBJの対応方針

2025年3月のSSBJ基準の公表により、SSBJ設立の当初の目標はひとまず達成されたことになりますが、今後、SSBJ基準はこれ以上開発されないのかというと、そうではありません。「はじめに」で述べたように、SSBJ基準は、2025年6月時点では、ISSB基準と機能的に整合性のある基準となっていますが、ISSBは今後もISSB基準の開発を継続するとしています。このため、今後も、ISSBはISSB基準を新規に開発するか、既存のISSB基準を改訂していくと想定されます。SSBJは、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を

大きく損なわせないものとすることを意図して基準を開発しているため、SSBJはISSBの動向に合わせた対応を取ることが見込まれます。

具体的には、ISSBが新たにISSB基準を公表するか、既存のISSB基準を改訂する場合、SSBJ基準における取り扱いについて委員会において可及的速やかに検討を開始するとしています^{※4}。

(2) ISSB基準の改訂

この方針に基づく対応は、SSBJ基準確定後、すぐに現実のものとなりました。

SSBJは、SSBJ基準の検討の過程でISSB基準の問題点（最新の地球温暖化係数[GWP]や世界産業分類基準[GICS]の使用等）を識別し、そのことをISSBに対して申し入れていました。その後、同様の問題が他の法域でも識別され、ISSBに対して修正要望があったことから、ISSBは、2025年1月のISSBボード会議において、ISSB基準の修正案を公表することを決定しました。

そして、2025年4月にISSBから修正案が公表され、179通のフィードバックがISSBに寄せられました。ISSBは、修正案に寄せられたフィードバックを踏まえ、2025

※4 適用基準BC19項(1)

年12月にISSB基準(IFRS S2号)を修正しました^{※5}。

ここでSSBJは、ISSB基準との整合性を維持するため、ISSB基準が改訂された場合には、SSBJ基準も同様に改正するのか、それとも改訂後のISSB基準の定めを取り入れつつ、SSBJ独自の選択肢を追加するのかなどを検討することになります。実際に、SSBJは、2025年8月よりSSBJ基準の改正プロジェクトに着手し、2025年12月に「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」として3つの公開草案を公表しました^{※6}。SSBJは、2027年3月期の期首からSSBJ基準の適用を開始する企業のニーズを考慮し、ISSB基準の修正に対応してSSBJ基準を改正する場合には、2026年3月末までに改正が確定するように検討を進めることを目標としています(図表2)。また、当該公開草案で、制度外で任意にSSBJ基準とISSB基準に同時に準拠した開示を作成することが可能となるように、適用時期に関する定めについても検討が行われています。

(3) 各企業において考えられる対応

このように、SSBJ基準は今後もISSB基準との整合性を維持するために、ISSBの動向に合わせた対応を行っていくと見込まれています。このため、SSBJ基準を適用するわが国企業においても、ISSBの動向を把握することは、将来のSSBJ基準の改正に対する予見可能性を高めるのに有用です。

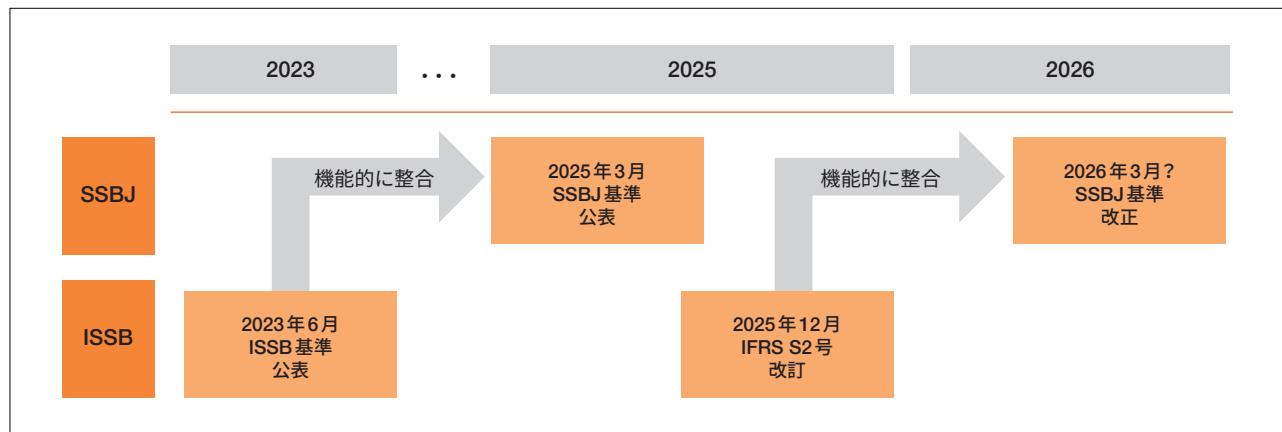
また、基準開発においては市場関係者の声が重視さ

れるため、各企業においては、公開草案が公表された段階で、自社への影響を分析し、必要に応じて基準設定主体に対して意見を発信することが有用です。

SSBJは、SSBJ基準とISSB基準の整合性が維持されるように今後も基準を開発していくと見込まれるため、SSBJが公開草案を公表した段階でSSBJに対して意見を述べるよりも、ISSBが公開草案を公表した段階でISSBに対して直接意見を述べるほうがより効果的です。ISSB基準にわが国の市場関係者の意見が反映されいれば、SSBJ基準を開発するにあたりISSB基準をそのまま取り入れができるため、自然とISSB基準との整合性は達成されることになります。

ISSBは、気候の次のサステナビリティトピックとして、生物多様性および人的資本に関する基準を開発するかどうかをリサーチしており、生物多様性については「自然関連財務開示に関するタスクフォース」(TNFD)の提言などを活用して基準開発に着手することを決定しました。このように基準開発プロセスに進んだプロジェクトについては、ISSBにおける議論の動向を把握とともに、ISSBが公開草案を公表した段階で、ISSBに対して直接に意見を述べると効果的です。なお、ISSBへの意見発信は、コメントレターによる方法やオンラインサーベイに回答する方法があり、必ずしも全ての質問に回答する必要もないとされています。

図表2：ISSB基準の改訂を踏まえたSSBJ基準の改正



出所：PwC作成

※5 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2025/12/issb-issues-targeted-amendments-ifrs-s2/> (2025年12月31日閲覧)

※6 https://www.ssb.j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2025/2025-1215.html (2025年12月31日閲覧)

3

SSBJ基準の適用にあたり参考となる文書の公表

(1) 補足文書に関するSSBJの対応方針

本稿1節「SSBJ基準の目標と開発のための基本的な方針」で述べたとおり、SSBJ基準は、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないようにすることを意図して開発されたものです。

ここで、ISSBは、ISSB基準と同時に、基準を構成しないものの、ISSB基準の適用において参考になるものとしてISSB基準の適用ガイドを公表しています。また、ISSBはISSB基準の適用支援のための活動にも力を入れており、その一環として、教育的資料 (educational material) という解説文書を公表しています。

ISSBがISSB基準の適用において参考になるものとして公表するガイドや教育的資料（以下「教育的資料等」）については、SSBJ基準の適用にも参考になるものが多いと考えられます。SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないようにするには、これらの教育的資料等についても、SSBJ基準の適用時に参考にできるようにしておきます。このため、SSBJは、ISSBが公表する教育的資料等のうち、SSBJ基準の適用においても参考になるものについて、委員会の了承を経て、SSBJ基準の補足文書として公表することにしました。補足文書はSSBJ基準を構成するものではなく、SSBJ基準に準拠している旨を表明するにあたり、補足文書の内容に従う必要はないという位置付けの文書です。

2025年3月の基準公表後においても、ISSBから教育的資料等が公表された場合には、補足文書の公表の要否について委員会において可及的速やかに検討を開始するとされています^{※7}。

(2) SSBJハンドブックに関するSSBJの対応方針

SSBJ基準を開発する過程で、市場関係者の意見は大きく2つに分かれていきました。一方は、企業がSSBJ基準とISSB基準に同時に準拠できるようにするため、SSBJ基準はISSB基準と内容を同じにすべきであり、

SSBJは追加のガイドを提供すべきではないとの意見が聞かれ、他方では、ISSB基準はそのままでは適用が困難であり、SSBJ基準においては国内のニーズを踏まえ積極的にガイドを提供すべきであるとの意見が聞かれました。

これらの意見を踏まえ、SSBJは、原則として次のように対応するとしています。

- SSBJ基準の本文は、可能な限りISSB基準の本文に合わせる。
- SSBJ基準を適用するうえで有用と考えられる情報については、SSBJ事務局がSSBJ基準を構成しない文書として公表する。

上述の2点目に記載した、SSBJ事務局が公表するSSBJ基準を構成しない文書には、2025年3月末以降、毎月末に公表されている「SSBJハンドブック」が含まれます。SSBJハンドブックは、SSBJ事務局がSSBJ基準を利用する人の便宜を考慮して作成する解説であり、委員会の議決や了承は必要とされておらず、SSBJ基準を構成するものではありません。したがって、補足文書と同様、SSBJハンドブックについても、SSBJ基準に準拠している旨を表明するにあたり、その内容に従う必要はありません。

SSBJハンドブックに含める論点は、市場関係者のニーズが高いもの（具体的には、SSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定するとしています。また、SSBJハンドブックの内容は、実務の進展等により随時更新することが予定されています。

(3) 各企業において考えられる対応

補足文書とSSBJハンドブックは、いずれもSSBJ基準を構成するものではなく、したがって、SSBJ基準に準拠している旨を表明するにあたり、これらの文書の内容に従う必要はありません。一方で、保証業務実施者は、その保証業務実施者のポリシーとして、補足文書やSSBJハンドブックの内容に沿った対応を求める場合があると考えられます。

本稿執筆時点では、わが国の金融商品取引法に基づくサステナビリティ情報の開示および保証制度において、SSBJ基準適用の翌年度から当初2年間については、ガバナンス、リスク管理ならびにスコープ1およびスコ

※7 適用基準BC19項(2)

2温室効果ガス排出が第三者保証の対象となる見込みであり、3年目以降については国際動向等を踏まえて今後検討するとの方針が示されています。

このため、各企業においては、SSBJ基準を適用する際の参考にしたいと考える場合や、将来において第三者保証を受ける可能性がある場合など、必要に応じて補足文書やSSBJハンドブックの内容を確認することが考えられます。

4 「別途の対応」の必要性の検討

SSBJでは、上述の基本的な方針に従い、慎重に検討を重ねたうえで基準の開発が行われていますが、SSBJ基準の定めが明確であっても、その適用が実務上著しく困難である場合があり得ることも想定されています。ここで、「SSBJ基準の定めが明確である」とは、作成者である企業と保証業務実施者との間でSSBJ基準の定めの解釈に相違がない場合を意味しています。

このような場合に備え、SSBJ基準に従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者によって識別され、その旨SSBJに提起された場合には、その内容を公開し、「別途の対応」を図ることの要否を委員会において検討するとされています^{**8}。

この「別途の対応」の具体的な手順は、図表3のとおりです^{**9}。

同様の取り扱いは、SSBJの姉妹組織である企業会計基準委員会(ASBJ)が開発した「収益認識に関する会計基準」や「リースに関する会計基準」においても定められています。SSBJとASBJが基準開発において遵守す

ることが求められる適正手続においては、基準の開発や改正を行った場合、原則としてその2年後から、市場関係者に与えた影響を評価する目的で適用後レビューを実施することが求められています。しかしながら、基準の適用後には、すでに企業において業務プロセスや内部統制ならびに関連するシステムの整備と運用が行われていると考えられ、そのような状況では基準の改正に理解を得るのが難しくなることも想定されます。このため、基準の適用後ではなく、適用前の準備段階において、基準の適用が実務上著しく困難である状況が識別された場合に対処できるようにしたものが「別途の対応」です。

5 開示実務のモニタリング

SSBJは、主として国内外で行われているサステナビリティ関連財務開示をレビューすることを通じて開示実務をモニタリングし、開示される情報が国際的な基準を適用した結果として開示される情報と整合していないと判断される場合には、必要に応じて、SSBJ基準の定めを修正するかどうか委員会で検討するとしています^{**10}。

1節「SSBJ基準の目標と開発のための基本的な方針」で述べたように、SSBJは、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な基準(具体的にはISSB基準)を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないようにすることを目指して基準開発を行っています。しかしながら、実際に基準を適用したときに、SSBJ基準を適用した日本企業の開示が、ISSB基準を適用した海外企業の開示よりも過度に詳細であったり、その逆になったりすることも想定

図表3:「別途の対応」の具体的な手順

1. 関係者からの提起は、「SSBJ基準公表後の対応に関する窓口」のメールアドレスにより受け付ける。当該提起は、提出者名を明記した文書によることとし、また、SSBJ基準における定めが明確であるものに限る。
2. SSBJが当該提起を受け取った場合、その旨を委員会に報告するとともに、委員会において、SSBJ基準に従った開示を行う場合に実務上著しく困難な状況が認められるかどうかおよび代替的な取扱いの要否等について検討する。委員会においては、必要に応じて、公開の審議において提出者から提起された状況の説明を受ける。
3. 審議の結果、SSBJ基準の改正が必要と判断した場合には、公開草案を公表し、公開草案に寄せられた関係者からの意見を踏まえ、最終的な改正の要否について判断する。

出所: SSBJ「SSBJ基準の公表後の対応に関する手順のご案内」をもとにPwC作成

**8 適用基準BC19項(3)

**9 https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/402758.html

**10 適用基準BC19項(4)

されます。そのような場合、企業の実務が收れんすることを通じてその差が解消されることも見込まれますが、必要に応じてSSBJ基準の定めを追加または削除するなどの対応を行うという方法もあります。SSBJがそのような対応を行うことで、上述の目標が達成されるようになりますが、この「開示実務のモニタリング」の趣旨とされています。

6 有価証券報告書の作成要領 (サステナビリティ関連財務開示編)

SSBJの母体組織である公益財団法人財務会計基準機構（FASF）は、以前から「有価証券報告書の作成要領」を作成しており、毎年、その内容を更新し公表しています^{※11}。FASFは、今後SSBJ基準が金融商品取引法上のサステナビリティ開示基準として告示指定された場合には、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」においてSSBJ基準に従った開示が求められることになることから、2025年4月に「有価証券報告書の作成要領」の分冊として、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」を公表しました。「有価証券報告書の作成要領」は、SSBJハンドブックと同様、委員会の議決や了承を経ずに公表するものであり、SSBJ基準を構成するものではありません。このため、SSBJ基準に準拠した旨を表明するにあたり、「有価証券報告書の作成要領」の内容に従う必要はなく、基準の定めを満たすうえで、より適切な方法がある場合には、その方法に従うことができます。

有価証券報告書の記載事項については、SSBJ基準の公表を受けた「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正では、SSBJ基準の適用に伴う開示項目の追加や人的資本開示に関する制度見直し等が行われています。

その具体的な記載方法については、FASFが検討のうえ、2026年3月期用の「有価証券報告書の作成要領」を公表すると見込まれます。このため、SSBJ基準に基づく開示を検討するにあたり、FASFが公表する「有価証券報告書の作成要領」を参考にすることが有用です。

7 SSBJが公表する情報の入手方法

SSBJは、SSBJ基準の適用を支援するような情報発信を、SSBJのウェブサイトで行うとしています。SSBJのウェブサイトの情報が更新された場合、SNSやメールマガジンで配信されるため、これらのSNSにおいてSSBJの公式アカウントをフォローしたり、SSBJのウェブサイトからメールマガジンの配信登録を行うことが有用です。

また、SSBJ基準はPDFとして入手することができます。PDFがなくても、SSBJのウェブサイトの「ASSET-SSBJ」という基準検索システムを利用すれば、知りたい情報を検索できます。ASSET-SSBJは、基準別に表示する方法のほか、「基本となる事項」「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」という5つの観点から、基準横断的に関連する定めを表示できるようになっています。

8 おわりに

以上のように、SSBJでは、2025年3月のSSBJ基準公表後も精力的に活動が続けられています。本稿が、今後のSSBJの活動を理解するうえでの参考となれば幸いです。

小西 健太郎 (こにしけんたろう)

PwC Japan 有限責任監査法人 コーポレート・レポーティング・サービス部 パートナー

2006年公認会計士登録。2016年より3年間、企業会計基準委員会に専門研究員として勤務。また、2022年より3年半、サステナビリティ基準委員会にディレクターとして勤務。2025年の帰任後は主としてサステナビリティ情報開示に関する品質管理業務とサステナビリティ保証業務を担当。著書に『会計方針・見積り・廻及処理の会計実務Q&A』、『[FASF ブックス] 詳解 SSBJ基準』(ともに中央経済社・共著)。これまで日本公認会計士協会の会計制度委員会、企業情報開示委員会、監査基準委員会、監査・保証実務委員会などで委員、専門委員を歴任。

メールアドレス : kentaro.konishi@pwc.com

※11 <https://www.fasf-j.jp/jp/disclosure.html>